

○羅臼町新規狩猟免許取得事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羅臼町（以下「町」という。）における有害鳥獣による農林水産物等への被害の軽減を図るため、町内に居住する者で、新たに有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許等の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において羅臼町新規狩猟免許取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、第一種銃猟免許をいう。

2 この要綱において「狩猟免許の取得」とは、前項に規定する狩猟免許の取得後、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可及び同法第7条の規定による許可証を受けて猟銃等を購入することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者で、かつ、申請時において町税等を滞納していない者
- (2) 狩猟免許取得時の年齢が50歳未満の者
- (3) 新たに狩猟免許を取得して狩猟者登録を受けた者で、北海道猟友会中標津支部羅臼部に所属し、当該狩猟者登録を受けた年度の翌年度から3年間、町から有害鳥獣の捕獲対策事業に従事する要請があった場合にあっては、従事することを誓約する者
- (4) 羅臼町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までに該当しないこと

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表右欄に掲げる補助金額の合計額とし一人に対して90,000円を上限に交付する。算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。また、その交付は、それぞれの経費について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羅臼町新規狩猟免許取得事業補助金交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、狩猟免許等の取得を行った日から、3カ月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票

- (2) 町税等に滞納がないことを証するもの
- (3) 取得した第一種狩猟免許及び銃砲所持許可証の写し
- (4) 前条に定める経費に要した領収書の写し
- (5) 猟友会に入会したことを証する書面
- (6) 誓約書（別記様式第2号）

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を狩猟免許等取得補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の決定を受けた申請者は、狩猟免許等取得補助金請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定に基づき補助金の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、補助金の交付を受けた者が死亡した場合等、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に定める事項に違反したとき。
 - (3) その他、当該補助金を受け取ることが不当であると町長が認めるとき。
- 2 前項の規定により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合の返還率は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 1年未満の場合は全額
 - (2) 1年以上2年未満は100分の70
 - (3) 2年以上3年未満は100分の50

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費（内訳）	補助対象経費
1) 第一種銃猟免許取得費	・ 狩猟免許試験予備講習会受講料	受講料
	・ 狩猟免許試験申請手数料	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 医師診断書	診断書の交付を受けるために払った金額
	・ 証明写真	証明写真を撮るために支払った金額
2) 銃砲刀剣類所持許可取得費	・ 猟銃等講習受講手数料	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 教習資格認定申請手数料	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 猟銃用火薬類譲受許可申請手数料	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 射撃講習用実包購入費	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 射撃教習受講料	受講費用
	・ 銃砲刀剣類所持許可申請手数料	北海道収入印紙にて支払った金額
	・ 医師診断書	診断書の交付を受けるために払った金額
	・ 申請に必要な書類（住民票など）	証明写真を撮るために支払った金額